

第7次所沢市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 件名

第7次所沢市総合計画策定支援業務委託

第2 業務の概要

1 目的

本業務は、令和元年度から令和10年度を計画期間とする第6次所沢市総合計画（以下「現計画」という。）が終了することから、令和8年度から令和10年度の間に、令和11年度以降を計画期間とする第7次所沢市総合計画（以下「新計画」という。）及び第3期所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現戦略」という。）の検証を踏まえた総合戦略（以下「新戦略」という。）の一体的な策定をするために必要な業務を包括的に委託することにより、本市の強みを生かすとともに、課題の解決に資する実効性のある計画を策定することを目的とする。

2 委託業務内容

第7次所沢市総合計画策定支援業務委託仕様書のとおり。

なお、「第7次所沢市総合計画策定支援業務委託仕様書」は、この業務の優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行うためのものであり、実際の仕様書の作成に当たっては、優先交渉権者又は次点交渉権者から提出された企画提案を基に双方協議のうえ、一部変更するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

＊債務負担行為の設定による令和8年度から令和10年度までの複数年契約とする

4 予算金額（上限額）

¥24,820,000（税込）

(1) 予算金額の内訳

ア 令和9年度

¥4,820,000円（税込）

イ 令和10年度

¥20,000,000円（税込）

(2) 見積上の留意点

予算金額は予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであり、見積書がこの金額を超える場合は失格とし、提案内容の審査は行わない。

5 支払時期

委託料は、委託金額のうち、令和8年度及び令和9年度に履行を確認した業務について、4,820,000円を上限として中間払いとし、残余の費用については業務完了後一括払いとする。

6 その他

計画策定にあたっては今後の実施計画の策定及び行政評価の見直しにも対応できるよう留意すること。

第3 選定方法

公募型プロポーザル方式

第4 参加資格

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- 2 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第3条第2項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 4 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

第5 契約交渉順位決定までの予定

下表のとおり。ただし、都合により変更する場合がある。

年月日	事項
令和8年 9月14日(月)	実施要領公表 (所沢市ホームページによる)
令和8年 9月14日(月)10時から 令和8年 9月28日(月)16時まで	質問受付期間
令和8年10月 1日(木)まで	質問票の回答
令和8年10月 1日(木)10時から 令和8年10月 8日(木)16時まで	応募書類の提出期間
令和8年10月 上旬 以降	書類審査
令和8年10月 上旬 以降	書類審査結果の通知及び公表
令和8年10月 中旬 以降	プレゼンテーション審査
令和8年10月 中旬 以降	プレゼンテーション審査結果の通知及び公表

第6 参加申込み

1 提出書類

様式については所沢市ホームページからダウンロードのうえ、(1)から(8)までの書類を提出すること。(1)から(4)までは正本1部を、(5)から(8)までは正本1部、副本9部を提出すること。

(1) 参加申込書【様式2】

- (2) 企画提案書等提出書【様式3】
- (3) 誓約書【様式4】
- (4) 見積書【様式5】及び内訳書（任意様式）
- (5) 業務実績調書【様式6】
- (6) 実施体制調書【様式7】
- (7) 業務工程表（任意様式）
- (8) 企画提案書（任意様式）

2 書類の体裁

- (1) 各必要書類は、日本工業規格におけるA4判（片面印刷）とすること。ただし、業務工程表のみA3判とし、片面印刷後にZ折り（片袖折り）をすること。
- (2) 業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、業務工程表及び企画提案書は、業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、業務工程表、企画提案書の順でフラットファイルに綴ること。
- (3) フラットファイル（A4・縦・左綴じ）は、表紙と背表紙に「第7次所沢市総合計画策定支援業務委託 企画提案書」と表示すること。
- (4) 業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、業務工程表及び企画提案書は、必要書類名を記したインデックスを貼付すること。
- (5) フラットファイル、業務実績調書（様式6）、実施体制調書（様式7）、業務工程表及び企画提案書には、事業者名が特定できるような内容（事業者の名称、ロゴ、標語等）の記述や表示はしないこと。
- (6) 書類の体裁については、「必要書類の体裁に関する補足」を参考とすること。

3 業務工程表

業務工程表は「第7次所沢市総合計画策定支援業務委託仕様書」を踏まえ、提案内容に合わせて作業工程項目を設定し、ガントチャート形式で作成すること。

4 企画提案書

- (1) 企画提案書は「第7次所沢市総合計画策定支援業務委託仕様書」及び「評価基準表」を踏まえ、作成すること。
- (2) 企画提案書は「表紙」、「目次」及び「評価基準との対応表」を冒頭に記載すること。
- (3) 企画提案書の様式は任意とするが、企画提案に要するページ数は30ページ以内（A4判・片面印刷）とする。（表紙、目次、評価基準との対応表は企画提案に要するページに含めない。また、実施体制調書を企画提案書の中に記載した場合も企画提案に要するページに含めないものとする。）
- (4) 用紙の縦横は可能な限り統一し、文字の大きさは12ポイント以上で、ページ番号を付すこと。
- (5) 日本語表記とし、専門用語、略語等を用いる場合は説明を加えること。

5 提出期間

令和8年10月1日（木）10時から10月8日（木）16時まで

6 提出方法

事前に担当者へ電子メール及び電話により持参する日時を連絡のうえ、以下の提出先に持参すること。なお、郵送等その他の提出方法による提出は受け付けない。

7 提出先及び問合せ先

(1) 住所

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

(2) 所管課

所沢市経営企画部経営企画課（所沢市役所本庁舎高層棟3階）

(3) 電子メール

a9027@city.tokorozawa.lg.jp

(4) 電話番号

04-2998-9027

(5) 担当者

北爪・岩田・野口

8 留意事項

- (1) 副本は提案者が特定される表示（会社名、代表者名、会社ロゴ等）を削除すること。
- (2) 押印が必要な書類の副本については、写しを可とする。
- (3) 提出にあたっては、DVD-Rなどによる電子データを併せて提出すること。

第7 質問票の受付及び回答

1 提出書類（所沢市ホームページからダウンロード）

質問票【様式1】

2 提出期間

令和8年9月14日（月）10時から令和8年9月28日（月）16時まで

3 提出方法

電子メールでの受付のみとする。タイトルは「第7次所沢市総合計画策定支援業務委託に関する質問（事業者名）」とし、送信後に必ず第6（参加申込み）7（提出先及び問合せ先）に記載の担当者宛てに電話で連絡すること。

4 提出先及び問合せ先

第6（参加申込み）7（提出先及び問合せ先）に同じ。

5 回答方法

全ての質問を一覧化し、令和8年10月1日（木）までに質問票に記載された電子メールアドレス宛に回答するとともに、市ホームページに公開する。

なお、質問がなかった事業者については、参加申込書提出後に参加申込書【様式2】に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

6 質問内容

質問は本実施要領、仕様書（案）及び企画提案書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。また、質問の内容によって、本プロポーザルによる優先交渉権者及び次点交渉権者選定に公平性を保てない懸念が生じ

る場合は回答しないことがある。

第8 審査方法

第7次所沢市総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会において審査を実施し、その結果を総合的に審査し、最も優れていると認められる者を優先交渉権者として、次点で優れている者を次点交渉権者として選定する。

1 評価内容

「評価基準表」のとおり。

2 審査

提出された応募書類により書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査の結果は審査を行った全事業者に対し文書で通知する。

- (1) 書類審査は対象となる応募者が5者以上の場合に実施し、提案者が4者以下の場合は、書類審査を実施しない。
- (2) 書類審査を実施しない場合は、その旨を対象となる応募者に文書で通知する。
- (3) プレゼンテーション審査においては、提案者のプレゼンテーションと併せて第7次所沢市総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会委員によるヒアリングを実施する。
- (4) プレゼンテーション審査においては、提案者のプレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行う。なお、当日の追加資料配布は認めない。
- (5) プレゼンテーション審査の出席者は4名以内とし、仕様書に定める統括責任者になることが想定される者が出席することとする。
- (6) プレゼンテーションの実施時間は、提案者ごとに50分（準備時間5分及び質疑応答15分を含む。）とする。
- (7) プレゼンテーションに使用する機材のうち、スクリーン及び電源（電源タップを含む）以外の什器等（プロジェクター、パソコン等）は提案者が用意するものとする。

3 その他

- (1) 審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (2) 得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (3) 参加申込みが1者の場合でも、プレゼンテーション審査を実施する。
- (4) プロポーザル方式による選考後、優先交渉権者と事業内容や契約内容等を協議する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を進めるものとする。
- (5) 応募書類等の返却は行わない。また、企画提案書類等の提出後、応募者の意向による再提出、追加及び修正は一切認めないものとする。
- (6) 応募書類等の作成及び提出に関する一切の費用は応募者の負担とする。

第9 参加の辞退

1 提出書類（所沢市ホームページからダウンロード）

参加辞退届【様式8】

2 提出期間

令和8年10月1日（木）10時から令和8年10月8日（木）16時までとし、それ以降の
辞退は認めない。

3 提出方法

事前に担当へ日時等を連絡のうえ、以下の提出先に持参すること。

4 提出先及び問合せ先

第6（参加申込み）7（提出先及び問合せ先）に同じ。

第10 欠格事由

提案者が以下の要件に該当する場合には、選定委員会において審査の対象から除外する。

- 1 「第4 参加資格」を満たさない場合
- 2 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- 3 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 4 見積金額が著しく妥当性を欠くと判断される場合

第11 その他

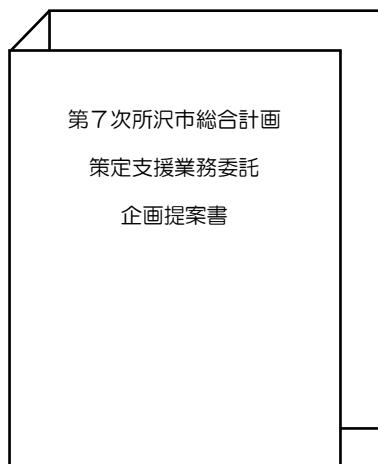
- 1 本プロポーザルは、企画・提案能力等が優れた優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものであり、業務の詳細については優先交渉権者及び次点交渉権者選定後、優先交渉権者又は次点交渉権者と双方協議のうえ仕様書を定めるものとする。
- 2 提案内容について、契約の目的が十分に達成できないものであると市が判断したときは、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない。

【参考】必要書類の体裁に関する補足（図示）

＜背表紙＞

第7次所沢市総合計画策定支援業務委託 企画提案書

＜フラットファイル＞



10部提出

＜提出書類＞

